

3D都市モデルを活用したユースケース開発業務 公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

三次市の観光コンテンツであるもののけ等を活かし、三次市既存の3D都市モデルを活用した“体験する”プロダクトの開発及び運用を行うことで、三次町への来訪者増及び滞在時間を増やし、賑わい創出を図る。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月19日まで

(4) 予算額

10,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和6年5月21日（火） 午後5時（必着）

(2) 仕様書等に対する質問書提出期限

令和6年5月29日（水） 午後5時（必着）

(3) 上記(2)に対する回答日等

令和6年5月31日（金）に、公募型プロポーザル参加者全員に電子メールにより回答する。

ただし、質問・回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者のみに回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

① 提案書提出場所

広島県土木建築局都市計画課

② 提案書提出期限

令和6年6月4日（火） 午後5時（必着）

(5) 提案書に関するプレゼンテーションの実施方法等

① 実施方法

オンライン会議システム（Zoom）により実施予定

② 実施日時

令和6年6月10日（月）を予定

時間等については別途提案者ごとに通知する。

③ 出席者

公募型プロポーザル参加資格を有している事業者。オンライン会議システム（Zoom）への入室は3名までとする。

④ 内容

プレゼンテーションの内容は、提出した提案書の内容とし、使用する資料は、提出した提案書

のみとする。

なお、1 提案者当たりの説明時間は 20 分以内とし、質疑応答 10 分とする。(予定)

⑤ その他

企画提案書等の提出が多数の場合は書面による審査を実施し、プレゼンテーション審査参加者を 4 者程度に選定することがある。

(6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、申請書（様式 1）を提出すること。また、次に掲げる必要な書類を申請書に添付すること。

- ・会社概要説明書（様式 2）
- ・電子データの保存等に関する申出書（様式 3）
- ・広島県の納税証明書（発行日が公告日から 3 か月以内のもの）
- ・消費税及び地方消費税（国税）の納税証明書（発行日が公告日から 3 か月以内のもの）

② 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

③ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。

④ 申請書等の提出は、持参、郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者又は同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）又は電子メールによる。

(7) 仕様書等について

① 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2 (2) 仕様書等に対する質問書提出期限」までに、仕様書等に対する質問・回答書（様式 4）により、電子メールにより提出すること。

② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。

(8) 最優秀提案者として選定されなかった者に対する理由説明等について

① 最優秀提案者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

② 上記の通知を受けた者は、広島県土木建築局都市計画課に対して、その理由説明を求めることができる。

③ この説明を求める場合は、令和 6 年 6 月 14 日（金）までに、その旨を記載した書類を提出すること。

④ 上記に対する回答は、令和 6 年 6 月 17 日（月）までに、書面により行う。

(9) 支払条件

業務完了後の一括払いとする。

(10) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(11) 参加者の負担について

申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(12) 申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。

(13) 提出された提案書について

- ① 提出された提案書は、返却しない。
- ② 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。
ただし、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号）に基づき公開する場合がある。

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約方法

最優秀提案者選定後、当該契約予定者と契約内容・委託料について協議の上、契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で、契約内容を確定する。この協議の際、提出された提案書の内容を一部変更する場合がある。

また、業務予定者と協議が整わない場合にあっては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(3) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(4) 契約保証金

免除

(5) 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約

適用なし

4 その他

申請書提出後、公募型プロポーザルの参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること。なお、この場合にあっては提出された書類は返却しない。

5 添付書類

- 公告の写し
- 業務委託契約書（案）
- 仕様書
- 公募型プロポーザル提案書作成要領
- 公募型プロポーザル説明書様式集
 - ・公募型プロポーザル参加資格確認申請書の様式（様式 1）
 - ・会社概要説明書（様式 2）
 - ・電子データの保存等に関する申出書（様式 3）
 - ・仕様書等に対する質問・回答書の様式（様式 4）
 - ・辞退届の様式（様式 5）
- 評価基準

【問い合わせ先】

広島県土木建築局都市計画課 担当 宮脇

電話 082-513-4117（ダイヤルイン）